

機械警備業務仕様書

| | |
|----------|------------------------|
| 業務名 | 花と緑の交流館機械警備業務 |
| 施設名 | 花と緑の交流館 |
| 履行場所 | 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 |
| 履行期間 | 平成30年4月 1日から平成36年3月31日 |
| 警備業務実施期間 | 平成30年4月 1日から平成36年3月31日 |

§ 1 総則

I 基本的事項

- 1 警備業務を実施するにあたっては、警備業法、公安委員会規則及び、その他諸法令を遵守し仕様書に従い忠実に履行しなければならない。

II 一般事項

1 機械警備業務の範囲

- ① 現状設置しているセンサー及びカメラの設置場所に新たにセンサー及びカメラを設置し、かつ感知する施設又は区域とする。特記がある場合はその周辺も含む。
- ② 警備業務の範囲は別紙のとおりとする。
- ③ 機械警備を解除、設定する際に必要となるカードキーを15枚、当協会に貸与すること。

2 監視対象

- ① 防犯監視

3 設置機器類配置図

- ① 別紙参照

4 即応体制

- ① 受注者は、基地局において事故発生 of 情報を受信した場合、25分以内（発報受信後現場到着までの所要時間）を限度に、火急に現場に直行し、必要な措置を行う。

5 機械警備時間

- ① 平日及び土日祝日 （ 17：30 ～ 翌9：00 ）
- ② 公園協会の指定する日 12月29日～1月3日（ 9：00 ～ 翌9：00 ）

* 防犯監視については、上記時間帯でかつ、機械監視がセットされている時とする。

6 業務責任者

- ① 受注者は、業務責任者及び責任代行者を選定し、公園協会に報告すること。
- ② 業務責任者又は責任代行者に異動があるときは、事前に連絡し公園協会に報告すること。

7 機械警備業務従事者

- ① 警備業務について、十分な訓練を受け、かつ責任感が強く、誠実で健康であり、機敏で体力がある者であること。

8 臨機の措置

- ① 事故等、臨時に警備が必要になったときは、その旨を業務責任者を通じて監督

員に報告し指示を受ける。

9 機械警備計画書（セキュリティプランニング）

- ① 業務責任者は警備計画書（送信機器・センサー位置、警備経路、コントロールセンター設置機器リスト他含む）を提出し、監督員の承認を得る。

10 機械警備業務報告書

- ① 業務責任者は監督員に機械警備月報及び業務完了届を提出し検査を受ける。
- ② センサー等の異常感知による発報後、緊急出動（事件発生による発報、誤報に関わらず）した場合は、施設執務時間中においては当日中できる限り速やかに、施設執務時間外においては直近の執務開始時間直後に発報原因を明らかにした報告書（FAX 可）を必ず監督員に報告する。なお、事件によっては再度、詳細な内容を記した報告書の提出を求める場合もある。ただし、電話等による緊急報告は後述19のその他の注意事項による。

11 緊急時の対応

- ① 業務責任者は次に掲げる緊急時の対応マニュアルを提出して監督員の承認を得る。
ア 火災・爆発等発生時
イ 違法・不法行為者発見時

12 機械警備業務協議の出席

- ① 最低月に1回以上、業務責任者又は、責任代行者は監督員及び検査員の開催する機械警備業務協議に出席して指示、指導を受ける。又、業務改善を指摘された場合は業務改善対策の報告書を指定された期日までに監督員に提出し承認を得なければならない。

13 通信回線

- ① N T T の専用回線を使用する。
- ② 上記①以外の場合で、一般回線を使用する場合は、回線断警報・通信監視システム等を備えなければならない。

14 機械警備業務に係る設備工事

- ① 機械警備業務の契約締結後の業務開始に係る機材、設置工事、その他付帯する工事等は警備業務実施前までに受注者が行う。
機器類（配線を含む。以下同じ。）については、契約ごとに新しい機器類を新規に設置するものとし、当協会の指定した個数、場所のとおり設置するものとする。（別紙 配置図参照）なお、設置工事後は速やかに、公園協会に機器設置完了届出書を提出し、公園協会の監督員の立会いのもと、機器類の設置確認及び動作確認を受け、検査員の確認検査を受けてから機械警備業務を開始すること。
- ② 機械警備業務の終了に係る取り外し工事、その他付帯する工事等は警備業務実施期間終了後、履行期間内に受注者が行う。

15 機械設備の保守点検

- ① 受注者は機械設備が正常に機能できるように、定期的に保守点検を行う。

16 機械警備業務に係る経費

- ① 機械警備業務の契約締結後の業務開始に係る機材、設置工事、その他付帯する経費等は受注者の負担とする。
- ② 機械警備業務の終了に係る取り外し工事、その他付帯する経費等は受注者の負担とする。
- ③ 機械設備の定期的な保守点検は受注者の負担とする。
- ④ N T T の専用回線、並びに一般回線とも通話料は受注者負担とする。

- ⑤市の仕様変更による工事が発生した場合は、原則、費用は公園協会負担とするが、費用の金額については公園協会と受注者との協議により決定する。
- ⑥公園協会でカードを紛失した場合はその費用（カード実費分）を公園協会の負担とし、それ以外の費用は受注者の負担とする。
- ⑦公園協会受注者に鍵を貸与するので受注者の責任において保管管理すること。また、この鍵を受注者が紛失した場合はシリンダー等の交換及びすべての鍵（合鍵含む。）は受注者の負担とする。

17業務責任者及び警備員の服務

- ①業務責任者は、仕様書に沿って業務が履行されるよう、指揮監督等業務全般の責任を負う。
- ②業務責任者は常に所在をあきらかにし、連絡が取れるようにする。
- ③機械警備業務に従事する者は、警備員の識別ができ、かつ清潔な制服を着用し、身分証を常時携行するとともに、胸には名札をつける。
- ④警備業務中は言動に注意し、他の者に不快感を与えない。
- ⑤警備業務に従事する者は、館内の広報以外の書類他情報の閲覧、複写等一切してはならない。什器の開閉、電子機器通電もしてはならない。
- ⑥警備業務に従事する者は、業務上で知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

18その他の注意事項

- ①警備業務中に庁舎等の破損箇所及び落書きを発見したときは、速やかに監督員に連絡する。
- ②使用する機材等以外のものを館内に搬入してはならない。
- ③人に危害を与える動物や不審物を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、監督員に報告する。
- ④不法侵入者、不審人物、徘徊者、潜伏者を発見したときは、速やかに業務責任者に連絡し、財産の安全を脅かす恐れがある行為をする者を発見した時は、直ちに警告を発し、退去を命ずる等の措置を行う。さらに、必要に応じて、警察署、監督員に報告する。又、病人や怪我人を発見したとき、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、消防署、監督員に報告する。
- ⑤火災、爆発、人身事故等の人為災害、地震、台風等の自然災害、その他緊急危機事態が発生したとき、必要に応じて応急措置を行うとともに、速やかに業務責任者に連絡し、必要に応じて、警察署、消防署、監督員に報告する。
- ⑥この仕様書に記載のない事項の軽微な業務については、監督員と協議のうえ実施する。

§ 2 業務内容

I 機械警備内容

1 防犯監視

- ① 盗難の予防、早期発見を行う。
- ② センサーによる情報を監視し、事故発生時の緊急出動、必要に応じ警察署への通報や監督員への連絡を行う。

II 機械警備セット解除方法

- ① テンキー方式とする。